

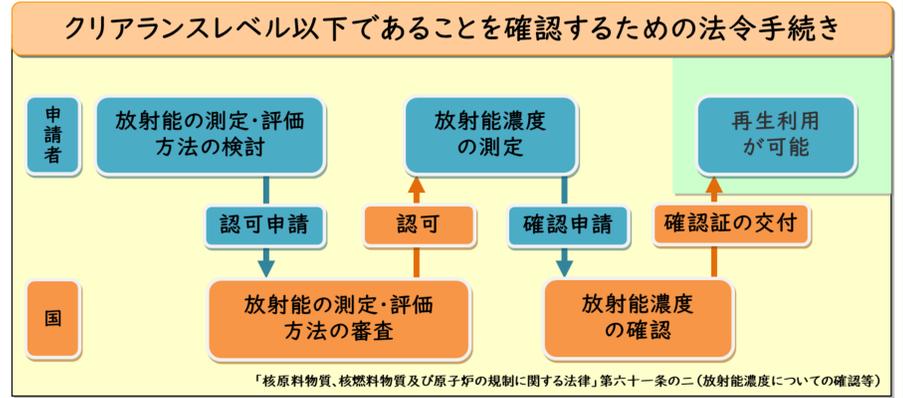
# クリアランス物（金属）の再利用について

～循環型社会の実現に向けて～

## 01 クリアランス制度とは

原子力発電所の放射線管理区域で発生した解体撤去物のうち、放射性物質による汚染がわずか※なものは、国の認定を受けることにより、放射性物質として扱う必要はなく、一般の廃材として再利用することができます。この**国の認定を受ける法令手続き**を「クリアランス制度」といいます。

※自然放射線の100分の1以下



## 02 1,2号機廃止措置で発生する解体撤去物について

解体撤去物（1,2号機合計）約45万トン

- 放射性廃棄物でない廃棄物
- 放射性廃棄物として扱う必要のない廃棄物
- 低レベル放射性廃棄物

クリアランス制度の対象となる物  
約8万t（17%）

約8万t（17%）      約2万t（4%）



端数処理のため%の合計値が100%になりません。

### クリアランスへの取り組み状況

国の認定を受けた物  
（クリアランス物）

約1,390t  
（2024年3月14日時点）

クリアランス物のうち、製品※  
への加工が完了したもの

約115t  
（2024年3月14日時点）

※側溝用鉄製の蓋



## 03 クリアランス物（金属）の再利用

クリアランス物（金属）の再利用は、浜岡原子力発電所に加えてグループ会社の施設にも拡げておこなっています。

